



四国税理士会報

第405号
2019.11.10

●発行所 / 四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087 (823) 2515(代)

●発行人 / 清田 明弘
●編集人 / 松岡 真澄美
●ホームページ / <http://www.shikoku-zei.or.jp>



名勝に酔う

撮影者 長尾支部 豊永 欣二

主な記事

高松国税局との実務者会議
部・委員会だより ～情報化対策部～
広報部ニュース

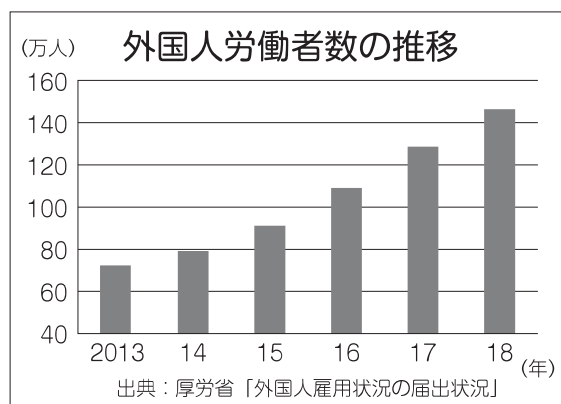
税の広場

外国人を雇い入れた時の課税関係について

少子高齢化が進み、深刻な人手不足となっている日本において、昨今、外国人労働者が毎年増加し、2018年にはついに146万人に達しました。参照【図表1-1】

外国人を受け入れる側として知っておくべきことは在留資格・社会保険など多岐にわたりますが、ここでは外国人を雇い入れる時の税金関係の実務で大切なポイントを紹介いたします。

【図表1-1】



1. 居住者・非居住者の区分

日本で雇い入れる外国人社員が、所得税法上、日本の居住者に該当するのか非居住者に該当するのかの判断が最初に大切になってきます。居住者に該当するものは、さらに「永住居住者」に該当するのか「非永住居住者」に該当するのかを確認することが必要です。まとめたものが【図表1-2】です。

【図表1-2】

		定 義	課税される範囲		住民税
			国内源泉所得	国外源泉所得	
居住者	永 住 居住者	居住者うち、下記の 非永住居住者以外	課税	課税	
	非永住 居住者	居住者のうち、日本 国籍を有しておらず、かつ過去10年 以内に置いて、国内 に住所または居住を 有していた期間の合 計が、5年以下	課税	日本国内で支払われ たもの、または日本 国内に送金されたも ののみ課税	その年の1月1日 に、居住者として日 本に住んでいる場合 は課税
非居住者		居住者以外 (1年未満の滞在を 予定している場合)	課税	非課税	非課税

(1) 居住者に該当する場合

日本人については、居住者か非居住者のいずれかに分類され、それ以上に細かい分類はありません。しかし、外国人については、居住者に該当する場合は、日本での滞在年数に応じて「永住居住者」、「非永住居住者」に区分され、国外源泉所得の課税範囲が日本人とは異なります。但し、どちらに該当するにせよ居住者には変わりはないので日本人社員同様、年末調整は必要となるし、給与収入が2,000万円超の場合や、給与以外の所得がある場合には確定申告をする必要があります。

(2) 非居住者の場合

非居住者については、外国人と日本人で取り扱いの違いはありません。

2. 在留資格と居住者・非居住者の区分の仕方

在留資格の種類や期間によって居住者・非居住者の判定は直接的には関係しませんが、在留資格をはじめとした本人の諸条件から総合的に「1年以上の予定で日本に滞在するか」どうかの判断をし、居住者に該当するか非居住者に該当するかの判断がなされます。

3. 外国人社員の国外にいる扶養家族の取り扱い

外国人社員の国外にいる扶養家族が、日本の所得税法上、扶養家族の対象になるか否かの基準は以下の通りです。条件を満たせば、扶養控除の対象にすることが可能です。

また、その際に必要な書類についても触れておきます。

(1) 扶養控除の対象となるための条件

- ・ 本人の配偶者または親族（6親等内の血族、3親等内の姻族）
- ・ 正しい方法で送金が行われていること
- ・ 本人と生計を一にすること
- ・ 年間の所得金額が38万円以下であること（年間所得金額は「国内源泉所得」を指す）
- ・ 他の者の扶養家族になっていないこと
- ・ 送金額が家族の生活費として適正であること（金額、頻度は問わないが、複数の家族に送金する際、送金手数料節約のために、代表となる家族に数人分をまとめて送金した場合は、代表者しか控除の対象にならないので各個人ごとに振込む必要があります。仮に子供であっても母親などの口座ではなく、本人の口座に振り込む必要があります。）

(2) 源泉徴収や年末調整の際に必要な書類

- ① 親族関係書類（※外国語の場合、日本語の翻訳文も必要）
 具体的な例、戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類など
- ② 送金関係書類（※外国語の場合、日本語の翻訳文も必要）
 具体的な例、国外居住親族に支払いをしたことを明らかにする金融機関の書類など

お国自慢

徳島

孝志 茜（徳島支部）

阿波踊りの楽しみ方

徳島のお国自慢といえばやはり阿波踊りを語らずにはいられません。

徳島市の阿波踊りは、毎年8月12日から15日までの4日間で開催されます。（今年は台風で2日間中止になり非常に残念でしたが・・・）

演舞場の栈敷に座ってゆっくり見る阿波踊りも楽しいですが、今回は、演舞場だけではない、阿波踊りを楽しむポイントをお教えしたいと思います。

まずは

① 輪踊りを楽しむ！

演舞場以外の場所でも至る所で阿波踊りが繰り広げられております。

皆が輪になり、観客も一緒になって踊る輪踊りは一踊（一見ではなく）の価値あります。

次に

② 船から楽しむ！

徳島市内は、川がとて多く、市内中心部の新町川と助任川に囲まれた中洲をその形から「ひょうたん島」と呼んでいます。そのひょうたん島を1周する遊覧船が「ひょうたん島クルーズ」です。阿波踊りも市内中心部で行われていますので、阿波踊りの様子を横目にクルーズを楽しむことができます。また、たくさんの橋の下をスピードを上げてくぐり抜けるのはスリルがあります。

最後に

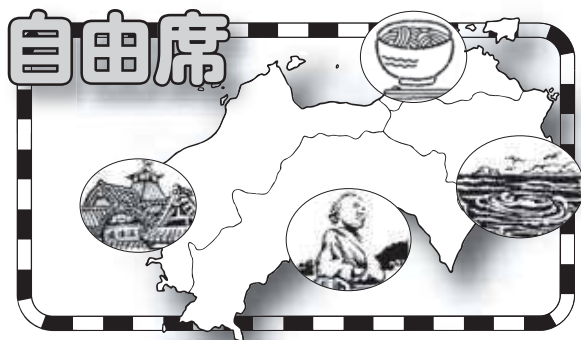
③ にわか連で楽しむ！

演舞場で踊ってみたくなった方は、ぜひにわか連で踊ってみてください。

にわか連とは誰でも参加することのできる連（連とは踊り子のグループを言います。）のことで、有名連の踊り子さんに踊り方を教えてもらい、演舞場に繰り出します。阿波踊り期間中は毎日行っており、ハッピーも貸してもらうことができます。たくさんの提灯の下、お客さんの声援の中で踊るのは楽しいですよ。

「踊る阿呆に見る阿呆同じ阿呆なら踊らにゃそんそん」の掛け声の通り、阿波踊りは踊るのが1番です。ぜひ踊ってみてください！





修学旅行民泊

新田 文江
(池田)

みなさんは、修学旅行の思い出といえば何を思い出すでしょうか。おいしい料理・観光・遊び・友人と夜更かしなど色々な思い出があると思います。以前であれば全員で観光して食事をして同じホテルに泊まって過ごすのが当たり前でしたが、最近では「民泊」を使った修学旅行が増えています。「民泊」というのは、修学旅行生が一般家庭に分散して、普段の生活ではできないような自然体験・農業体験・食事作りをしてその家庭で一泊するというものです。

私は、昨年からの「民泊」の受け入れをしています。昨年は2件、今年は3件の受け入れをしました。家庭によって3名～6名の受け入れをするのですが、私は毎回男子生徒4名を受け入れています。季節は5月～6月で、いずれも大阪からの中学生の修学旅行でした。



体験の内容は各家庭で自由なのですが、私の場合は兄が牛を飼っているのですが、牛舎では大きな哺乳瓶で子牛にミルクやり体験、畑では牧草集めや野菜の植え付け・収穫などの農業体験、竹細工作り、近くの川辺の散策と色々な体験をしてもらいました。食事の準備・調理・片付けも体験の一部なので、収穫した野菜を使った天ぷら・お好み焼き、手打ちうどん・流しそうめんなど一緒に作って食べました。夜になると子供たちは、都会より近くに見える星や、都会では見られないホテルを見つけて喜んでいました。

後日子供たちからもらった感想を見ると、暑い中での畑での仕事はきつかったようですが、子牛とのふれあいや手打ちうどんを自分たちで作った事は楽しかったようです。子供を1日預かるということで気疲れもありますが、子供たちの笑顔を見られて、元気に帰ってもらえるとホッとします。子供たちが修学旅行の思い出として、この田舎での体験を思い返し、その体験がこれからの生活の中で何かの役に立ってもらえたらと思います。今後も都会では体験できないような思い出を作ってもらえるよう、少しずつでも続けていきたいと思います。





県境未定地

藤田 仁志
(丸亀)

私は、大小27の島々から成る直島諸島の一つである直島で生まれました。2010年に第一回瀬戸内国際芸術祭（瀬戸芸）が開催されて以降、世界中の老若男女が訪れています。おかげさまで自己紹介をする際には、「瀬戸芸が開かれている直島です。」の一言で理解してもらえるようになりました。昔は、「香川の直島です」と言うと「それ何処にあるんですか。」と聞かれ「高松からフェリーに乗って云々」と説明すると位置的には理解してくれますが、「あそこって岡山県かと思ってました。」と言われることが多々ありました。実際、県境は岡山寄りに引かれ、電気・水道は岡山県側から供給されています。この県境の決め方については諸説あり、面白いものでは「昔、岡山と香川の領有権・漁業権の争いが絶えなかった時代に、双方の殿様が話し合い、海に詳しい香川の殿様が海に樽を流して流れたところ

をいわゆる国境にしようと話をもち掛け岡山の殿様が了承した。」というのがありますが、実際には1700年頃に幕府の評定所が決めたそうです。この県境が島内に引かれている島があり、井島といいます。県境が島内に引かれた島は全国で八つあるそうですが、唯一の有人島です。またこの島は、一つの島でありながら岡山県側と香川県側で表記が違います。岡山県側を石島・香川県側を井島（どちらも「いしま」と読む）と表記されています。さらにこの県境は、当時の漁業権争いが激しかったのか、一部曖昧なところがあります。国土地理院の地図を見ると県境を示している一点鎖線が、海岸まで繋がっていないところがあり県境未定地となっています。この県境未定地により井島の面積が不確定と認定され、香川県の総面積から井島の面積が省かれ、さらに大阪府に閑空の面積が加算され、1988年に香川県が日本一狭い県になったそうです。

会員相談室のご案内

各県の会員相談室をお気軽に、是非ご利用ください。11月（会報発行日以降）～1月の相談日等は下記のとおりです。

県	場所	相談日時	科目	担当者	
香川	税理士会館2F	12/12(木)	13時～17時	法人税 消費税 所得税	久保田 英俊
		11/14(木)・1/9(木)		資産税	岩倉 史明
愛媛	愛媛県税理士会館	1/10(金)	13時～16時30分	法人税 消費税 所得税	稲葉 芳房
		12/6(金)・1/10(金)		資産税	潮見 秀孝
		11/15(金)・12/20(金)・1/24(金)			池田 康廣
徳島	県連事務局	11/15(金)・12/6(金)・12/20(金) 1/10(金)・1/17(金)	13時～16時	資産税	須藤 茂俊
高知	県連事務局	12/5(木)・1/8(水)	13時～16時	法人税 消費税	長沢 健次
		11/20(水)・12/18(水)・1/15(水)		資産税	門田 克也

※ 相談日等は変更となる場合がありますので、詳細は各県の事務局までお問い合わせください。

※ 上記相談日以外のご相談は、日本税務研究センターの会員相談室をご利用ください。
(受付時間・平日 10:00～11:30、13:00～15:30 TEL 03-3492-6016)



高知の夏

吉田 祐志
(高知)

妻の生まれ故郷である高知に移り住んで2年、県外出身の私にとってはまだまだ新しい発見がたくさんあります。そのうちの1つが、この季節にのみ食べられる新子(メジカ)です。私は海無し県の奈良県で生まれ育ちましたので、高知の魚はみな美味しく満足ですし、新子も高知市内でいただく機会は今までにもあったのですが、須崎市の新子祭りに行って食べた今年の新子は、全く別次元の食感と味わいでした。新子はモチモチと言われますが、須崎で取れたての新子を厚めにぶつ切りにしたそれは粘り気があり、口の中に広がる食感がモチモチとはこういうことかと、今まで知っていた魚の刺身の食感とは全然違ふと非常に驚きました。冷凍技術、輸送技術が進歩し、高知市内でもいただける事も多くなっていますが、港町現地で朝昼に食べるそれとは全く別物だと痛感しました。須崎市の新子

祭りは大盛況で、行列で待ち時間が非常に長かったのですが、来年も須崎か中土佐に赴き、味わわないと夏が終われないと今から待ち遠しくなっております。行った日に新子があがるかどうかは運の要素が強いですが、ぜひ行列の短い平日の朝に皆さまも行かれてみてください。

新生活に慣れようとしていた昨年に比べて、今年は高知の文化やイベントを体験する機会に恵まれました。今年の夏は、よさこい祭りにも初めて踊り子として参加させていただきました。3歳手前の息子と一緒に参加したので、息子が列からはぐれないか、昼寝のタイミングはどうするかなど、気が抜けないよさこいとなりましたが、息子もどんとどんと踊りを覚えて、笑顔で頑張った踊り子に与えられるメダルをもらった時には喜色満面、大満足のよさこいでした。自由な土佐気風を象徴するよさこい祭りは、うまく踊れない子供も受け入れてくれるおらかなもので、「来年以降も子供と一緒に踊り続けたいな、ある程度大きくなったら踊りのしっかりした有名チームで踊りたいと言って一緒に踊れなくなるのかな」など、気の早い妄想をしながら、来年の夏も楽しみにして過ごしております。

働くみんなに、
今こそ確かな安心を。

中^{CHU} 小企業

退^{TAI} 職金

共^{KYO} 済制度

- ◆ 掛金の一部を国が助成
- ◆ 掛金は全額非課税
手数料も不要
- ◆ 外部積立型なので
管理が簡単
- ◆ パートさんの加入もOK



詳しくはホームページへ

中退共

検索

(独) 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211